

平成 24 年 5 月 15 日

「指定都市市長会議in熊本」

午後 12 時 50 分開会

事務局 それでは失礼いたします。開始時間が大変遅くなりまして、大変お待たせいたしました。報道陣の皆様も含めまして大変申し訳ございません。ただいまから指定都市市長会議を開催させていただきます。

私、指定都市市長会事務局長の広瀬でございます。よろしくお願いをいたします。

本日は、各市長には大変ご多忙のところ、会議にご出席いただき、ありがとうございます。また、平素より指定都市市長会の諸活動、また、事務局の方につきましてご指導を賜り、心から御礼申し上げます。

本日の資料でございますけれども、机の上、左右に分けて配付してございますが、左側手前に五つの部会の報告及び中核市・特例市連携担当市長からの報告関係、その奥に本日主にご議論をいただきます要請文案、アピール文案、意見文案等を置いてございます。右側に、その他本日の資料を置いてございます。机の方、少し手狭になっておりますが、よろしくお願いをいたします。

それでは、会議の開会にあたりまして、指定都市市長会の会長であります神戸市の矢田会長からご挨拶をいただきたいと思っております。

神戸市長 開催地の熊本市政に置かれましては、4 月から新たに政令指定都市にご参加をいただきました。改めてお祝いを申し上げます。また、今回、会議の開催にあたりまして、本当に大変な配慮を頂戴してこの会が順調に推移しておりますことも、改めて感謝を申し上げたいと思っております。また、本日は欠席されていらっしゃるけれども、昨年の 10 月の市長会議以降で、大阪市の橋下市長が新たに就任をされました。指定都市市長会を代表いたしまして、歓迎の意を表したいというふうに考えます。

また、阪神淡路大震災から 18 年、そして東日本大震災から 1 年余りというふうに日本列島には災害が相次いでございますけれども、特に東日本大震災から、もう 1 年 2 ヶ月以上が過ぎたわけでございますが、仙台市さんを始め、被災地では現在におきましても復興に向けた懸命な取り組みが行われておる状況でございます。1 日も早い復興が成し遂げられますことを、心からお祈りを申し上げます。また、指定都市市長会として一致団結をして、この支援を取り続けていきたいというふうにも考えてございます。

国におきましては、この東日本大震災からの復興支援対策は元よりございますが、現在社会保障と税の一体の改革、また、現地の方で発電所、あるいは電力問題といったふうに現状で解決すべき課題が山積をしておりますし、また、地域主権改革を推し進めていく上で重要でございます出先機関の改革について、先月の地域主権戦略会議の中で、特例法案の基本構成案が決定をされまして、本国会に提出される予定ということでございます。今後も国の政策に対しまして、引き続き要望・提案を行って参りたいというふうに考えてございますが、ご協力をよろしくお願いを申し上げます。

一方で、政府、各政党におきまして、この大都市制度の在り方につきまして、活発な議論が

行われてございます。現在、第30次の地方制度調査会におきましては、指定都市市長会を代表していただきまして林横浜市長さんに臨時委員としてご参加をいただきまして、また、阿部川崎市長さんにも特別自治市についてご説明をいただいたところでございます。

また、3月には各政党に対しまして、大都市制度の実現に向けた法整備に関する指定都市市長会の要請を行ったところでございますが、今後、指定都市市長会として積極的な意見の発出、また、今後の働きかけを行うといったふうに特別自治市をはじめとした大都市制度の早期実現を強く求めて参りたいと考えてございます。

本日の市長会議では、午前中に開催をされました五つの部会での検討状況、また、国会議員、あるいは中核市、あるいは特例市との連携についてそれぞれご報告をいただきましたとともに、様々な課題についてここにお集まりの皆様方に活発なご議論をいただきまして、指定都市市長会として、積極的な政策提言を行っていきたいと考えてございます。各市長さんにおかれまして、なにとぞ、そういった点についての意見を、是非、発出をしていただきたいというふうに考えてございます。よろしくお願いを申し上げます。

最後になりますが、本日の指定都市市長会議、熊本市さんの大変なお世話になりまして、このような形で実施をされてございますが、改めて御礼を申し上げますとともに、この会議が実りのある会議となることを、心から期待をいたしまして、冒頭の挨拶にいたします。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

事務局 ありがとうございます。引き続きまして、今回の会議の開催市でございます熊本市の幸山市長よりご挨拶をいただきたいと思っております。

熊本市長 ただいまご紹介いただきました熊本市長の幸山でございます。開催都市として一言ご挨拶を申し上げます。まずは指定都市の市長の皆様方、それから各都市の職員の皆様方、さらには指定都市市長会の事務局の皆様方、ようこそこの熊本市にお越しをいただきました。73万の熊本市民を代表させていただく形で心から歓迎を申し上げたいと存じます。ようこそお越しをいただきました。

また、先ほど、矢田会長の方からご紹介をいただいたところでございますけれども、私ども熊本市、いよいよこの4月1日を持ちまして皆様方のお仲間に加えていただくということになりました。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

昨日の懇談会、あるいは今日の会議の始まります前には熊本城もご覧いただいたところでございまして、ご挨拶をいたしましたり、熊本市の特色を紹介させていただきました。目の前にございます地下水の紹介もいたしましたし、また、食事もお楽しみいただいたのではないかとこのように思いますし、それから、今朝ご覧いただきました熊本城に代表されるような歴史・伝統文化の豊かな都市でもございます。そのような都市を、今回、指定都市に移行するというのを契機といたしまして、更に発展をさせ、そしてここに暮らす皆様方がより暮らしやすさを実感していただけるようなそんな都市づくりを目指して参りたいと考えておりますので、先輩市長の

皆様方の今後との熊本市に対しますご指導、どうぞよろしくお願い申し上げたいというふうに存じます。

本日の会議におきましては、様々、大都市制度の問題、あるいは地域主権の問題、それから、この市長会を持ちましていくつかの部会も立ち上がっているようでございまして、正に今の激動の時代を象徴しているかのような指定都市市長会ではないかと。初回参加ではございませぬけれども、感じているところでございます。そのような中で、私ども熊本市もお仲間に加えていただきましたので、しっかりと市長会の更なる発展に貢献できますように努めて参る所存でございますので、その点につきましてもご指導いただきますように、何卒、よろしくお願い申し上げます。

最後に、なかなか、今回、熊本市、ある意味、指定都市の中では最南端の政令指定都市になろうかと思えますけれども、札幌市長さん、遠くわざわざお越しをいただきましてありがとうございます。皆様方、足を運んでいただきましたことを、改めて歓迎申し上げますし、そして、なかなか不行き届きの点もあったかも知れませんが、その点につきましては、ご容赦いただきますように改めてお願いを申し上げます。意を尽くしますが、私の方からの開催都市としてのお礼と、それから、これからよろしくお願いいたしますという意味も込めましてのご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。(拍手)

事務局 ありがとうございました。続きまして、新たな体制の副会長及び特命担当市長並びに部会長の方々をご紹介します。

まず、川崎市の阿部市長でございます。副会長及び地域主権推進部会長でございます。

川崎市長 よろしく願いいたします。(拍手)

事務局 札幌市の上田市長でございます。副会長及び市民生活・都市活力部会長でございます。

札幌市長 どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

事務局 京都市の門川市長です。副会長でございます。

京都市長 よろしく願いいたします。(拍手)

事務局 横浜市の林市長です。副会長及び大都市制度検討部会長でございます。

横浜市長 よろしく願いいたします。(拍手)

事務局 浜松市の鈴木市長です。副会長及び国会議員の会担当市長でございます。

浜松市長 よろしくお願いいいたします。(拍手)

事務局 新潟市の篠田市長です。中核市・特例市連携担当市長でございます。

新潟市長 よろしくお願いいいたします。(拍手)

事務局 広島市の松井市長です。経済・雇用部会長でございます。

広島市長 よろしくお願いいいたします。(拍手)

事務局 仙台市の奥山市長です。災害復興部会長でございます。

仙台市長 よろしくお願いいいたします。(拍手)

事務局 なお、先ほど会長のご挨拶にもございましたが、前回の市長会議以降、新たに橋下大阪市長が就任されましたが、本日は、市議会の関係で欠席でございます。また、北九州市市長及び福岡市長も、今日は公務のためご欠席でございまして、それぞれ副市長に代理出席をいただいております。

それではここで、報道の方にお願いをいたしますけれども、これ以降につきましては記者席の方からの取材ということでよろしくお願いいいたします。

それでは会議に入りたいと存じますけれども、指定都市市長会規約の第9条第5項によりまして、開催市の市長が議長になることになってございますので、幸山熊本市長、よろしくお願いいいたします。

熊本市長 それでは、開催市の市長といたしまして、議長を務めさせていただきます。初参加でございまして、なかなかうまくいかどうか自信はございませんけれども、皆様方にご協力をいただきながら、進めて参りたいと考えております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、皆様にもまず、お断りをさせていただきますが、まず、開会が遅れて、大変申し訳ございませんけれども、しかしながら皆様方、非常にお忙しい方ばかりでございまして、特に明日、東京で九都県市首脳会議が開催されるというふうに向っております。本日出席の市長さん方の中にも出席される方がいらっしゃると思いますので、15時過ぎにはこの会議を終了したいと考えておりますので、ご協力の程、何卒、よろしくお願いを申し上げます。

そこで、本日の議事進行についてでございますけれども、終了時間を考慮いたしまして、

まず、部会の報告や要請、アピールに関するものも含めまして、関連いたします(1)から(8)までの議題につきまして、一括して各担当市長等に報告をしていただきまして、その後に、質疑を行うこととさせていただきたいと思いまけれどもよろしゅうございますでしょうか。

一同 はい

熊本市長 ありがとうございます。それでは各市長におかれましては、議事進行に重ねてご協力をいただきますように、何卒よろしくお願い申し上げます。このような形で進めさせていただきます。それでは、早速でございますが、まず「地域主権推進部会からの提案・報告事項」につきまして、部会長の阿部川崎市長からよろしく願いいたします。はい、どうぞ。

川崎市長 川崎市の阿部でございます。地域主権推進部会の審議内容についてご報告を致します。まず、地域主権推進部会に副部会長を置くかどうかですが、副部会長は置かないことを確認致しました。その他に議題が2点ございまして、1点目が地域主権改革の推進について、2点目が公職兼職についてでございます。それぞれお手元の資料に沿ってご説明致しますので宜しくお願いします。

まず地域主権改革の推進について資料1-1-1から1-1-3まででございます。まず1-1-1をご覧いただきたいと思えます。地域主権改革の進捗状況についてでありますけれども、義務付け・枠付けの見直しにつきましては、3月9日に第3次一括法案が国会に提出されたところでございます。課題といたしましては、地方分権改革推進委員会から勧告された内容のうち、一括法等により未だ実施されていないものがあるなど、不十分なものとなっておりますことから、今後も更なる事務権限の移譲と併せまして、義務付け・枠付けの見直しが必要であるということでございます。次に、国の出先機関の原則廃止につきましては、出先機関の原則廃止に向けた今後の取組方針に基づき、ハローワークについては、地方からの提案に基づく国・地方の一体的取組による事業が開始され、また、出先機関のブロック単位での移譲に係る広域的实施体制の在り方についても、4月に内閣府の基本構成案が決定されたところでございます。しかしながら、ブロック単位で移譲される事務については、法定受託事務として国に一定の関与を認めるなど、原則廃止には程遠い内容となっている状況にあることから、原則廃止に向けた具体的な工程の提示と、それに基づく移管に向けた着実な推進が必要であるところでございます。

次に、資料1-1-2をご覧ください。地域自主戦略交付金についてでございます。今年度から指定都市に導入された地域自主戦略交付金に関する評価について各市にアンケートを行い、その結果を基に部会で検討を行いました。1ページは、地域自主戦略交付金にかかる国予算の状況をお示ししております。2ページは、指定都市への配分状況でございます。1は、地域自主戦略交付金対象事業に係る、平成24年度の指定都市全体の要望枠に対する措置状況で、2は、交付金全体に占める割合が高い「社会資本に関する事業」に対する措置

状況でございます、それぞれ記載の通りの状況になっております。特に2の(2)は、「社会資本に関する事業」の前年度実績額との比較でございます、89.3%の措置状況となっております。少なくとも前年度並みに確保されておられませんと、「地方が必要とする総額が確保されている」とは言えないのではないかとしております。こうしたことから、部会におきまして、次にご覧いただきます通り、緊急意見(案)を取りまとめたところでございます。緊急意見(案)は別紙で配っておりますので、ご覧いただきたいと思っております。内容は4項目ございまして、まず第1番目は、地方が必要とする総額を確保すること。2番目は、税源移譲までの経過措置とし、その工程を明確にすること。客観的指標による配分を早期に拡大すること。3番目は、事務手続きの簡素化など、自由度が高く、活用しやすい制度とすること。4番目は、予算編成に支障をきたさないよう、速やかに情報提供を行うこととしております。地域主権改革の推進についての資料の説明は以上でございます。

続きまして公職兼職について、資料1-2をご覧いただきたいと思っております。まず1ページから9ページにおいて、首長と国会議員の兼職など公職兼職の状況について、制度が定着しているフランス及びドイツで取り入れている仕組みや課題等を整理しております。10ページから16ページにおいて、日本への公職兼職の導入について、地方自治体の首長の兼職を両院において可能とするものや首長が自動的に参議院議員に任命されるものなど、複数の類型を示しながら、導入にあたっての検討課題の整理等を各類型ごとに行ったものでございます。配布資料の説明については以上でございます。

続きまして本日の部会につきまして、お手元の結果概要により、ご報告をさせていただきます。まず、地域主権改革の進捗状況については、先ほどご説明した通りでございます。次に、地域自主戦略交付金につきましては、制度の導入により、地域の自主性を高める取組が一歩前進したものと認識しておりますが、これまで求めていた税源移譲に向けた工程が未だ明確にされていないこと、総額が確保されておらず、継続事業の実施にも支障を来していること、国からの情報提供が不十分であり地方の予算編成に支障を来したことなどが課題でありまして、別紙の通りの緊急意見(案)を部会でまとめました。

次に公職兼職についてでございますけれども、兼職については実現できる方法について検討を進めて参りましたけれども、国に対して重複立候補と公職の兼職が可能となる制度の提案を行うことができるよう、引き続き検討を進めることと致しました。なお、この重複立候補と公職の兼職を提案するにあたりましては、全国知事会や全国市長会などとの情報交換も必要であることから、今後早急に調整を行いながら、次回の指定都市市長会議において正式に提案をしたいという判断を致しました。なお、今回この市長会において、基本的にそういう方向で進むという意味表示を行うこともできれば、それも一つの方法であろうかと思っております。

私からの説明は以上でございます。宜しくお願い致します。

熊本市長 はい。どうもありがとうございました。それでは続きまして大都市制度検討部会からの提案報告事項につきまして、部会長の林横浜市長様よりご説明をお願い致します。

横浜市長 はい。横浜市の林でございます。本日の大都市制度検討部会での議論についてご報告をいたします。

議題は2点でございます。1点目が「新たな大都市制度の創設に関する提案に係る指定都市の基本的スタンス」についてです。2点目が「多様な大都市制度の実現に向けた指定都市市長会アピール」についてです。

それではお手元の資料に沿ってご説明をいたします。まず資料2-1をご覧ください。「新たな大都市制度の創設に関する提案に係る指定都市の基本的スタンス」につきまして、こちらにまとめてございます。新たな大都市制度の提案を行うにあたりまして、指定都市市長会が共通認識として持つべき基本的なスタンスとしまして、特別自治市を基礎自治体の究極の姿であるという形にまとめたものでございます。

なお、先ほどの部会で様々なご意見がございましたので、その点についてお話をさせていただきます。

まず、地方制度調査会から示されている特別自治市に対する疑問や課題について答えをしっかりと出していく必要があるのではないかと。特に質問が集中しますのが財政問題や住民自治のあり方についてやはり具体化していく必要があるということでございます。

特別自治市については基礎自治体、道州制や国のあり方との関係で踏み込んだ議論をすべきである。さらに政党への要請と併せて、個別に国会議員に説明していくなど効果的な方法を検討していく必要があるということ。これは今、政党への要請行動をしておりますけれども、実効性に疑問が生まれて、手分けをして個別に国会議員の方に丁寧に説明を行っていく方がご理解を賜えるのではないかとのご意見がございました。

そして、さらに進んで、より具体的な形として、例えば法案として取りまとめて提案していくことも考えるべきだということもございました。

今後の進め方については、道州制や広域自治体のあり方も含めて、知事と共有し、話し合いをしていくことが必要だということもございました。

皆様のご認識は一緒だと思いますが、この大都市制度の議論というのは、いよいよ熟してまいりましたので、これから、我々指定都市市長会としてももっと具体的な議論をしまして、力強く提案していくべきだということもございました。

それでは2点目でございますが、「多様な大都市制度の実現に向けた指定都市市長会アピール」につきましてお話をさせていただきます。どうぞ資料2-2をご覧くださいと思います。現在、各政党では、東京以外に特別区制度を導入するための地方自治法改正案、新法案の検討が行われておりまして、各政党の案が出揃ってまいりました。また、4月25日に開催されました地方制度調査会専門小委員会では、大都市制度の見直しに係る、今後検討すべき論点について、議論がされました。3月下旬には各政党に対して、特別自治市をはじめ、各地域が実情に応じた大都市制度を選択することが可能となるよう要請をしたところでございます。

このような状況の中で、改めて、多様な大都市制度の早期実現を求めるというアピールをこの文案にまとめました。

先ほどの部会では、昭和 31 年以降、60 年近く変わらない指定都市の枠組みを変えていく具体的な行動を進めていくべきである。新たな大都市制度については道州制や広域自治体との関係を明確にすべきであり、これらを含め、指定都市市長会として提案していく新たなステージに入る必要があるというご意見がございました。

そして役員会におきまして、先ほどのご意見を踏まえまして、アピール文の最終段落のアンダーラインの箇所を追加させていただきました。「将来の道州制を視野に」という表現です。「大都市制度のあり方は、将来の道州制を視野に、国のあり方そのものを変える大きな課題である」というくだりがございますが、ここに入れさせていただきました。また、下から 3 行目、指定都市の意見や提案を真摯に受け止め、多様な大都市制度、括弧書きしてございまして「大阪、新潟、名古屋などで進めている大都市制度、従来から制度創設を提案している特別自治市」という文言を加えさせていただきました。この早期実現を図ることを強く求めていくという文案にさせていただきました。

大都市制度のあり方については様々なご意見やご提案をいただきましたので、今後この大都市制度検討部会で検討を深めまして、国や政党への要請活動などを通じてさらに具体化をしていきたいと思っておりますので、是非、皆様のご議論と、そしてご意見を賜りたいと思っております。ご報告以上でございます。

熊本市長 はい。どうもありがとうございました。それでは続きまして、市民生活・都市活力部会からの提案、報告事項につきまして、部会長の上田札幌市長様よりご説明をお願い致します。

札幌市長 はい、ありがとうございます。それでは本日の市民生活・都市活力部会での議論についてご報告申し上げます。当部会では生活保護制度の見直しについての指定都市市長会要請について提案をいたします。資料の 3 とその個番号について資料が配布されていますので、ご覧いただきたいと思っております。3 - 5 にですね、厚労省がこの 5 月中に生活支援戦略のですね、概要をまとめて国家戦略会議にかけると。このようなことを今言われておりますので、それに向けた要請案というものを市長会として提出すべきであるということで、この要請案をまとめたものでございます。

まず生活保護制度の見直しに関する限度の状況について、簡単にご説明を申し上げます。資料 3 - 1 をご覧ください。平成 22 年の 10 月に指定都市市長会から国に対して生活保障制度の全般の在り方を含めた生活保護制度の抜本的改革の提案による要請を行ったところでありますが、23 年の 5 月に始まりました生活保護制度に関する国と地方の協議を経まして、昨年 12 月に中間取りまとめというものが作成されたところであります。この中間取りまとめでは、指定都市市長会が提案致しました生活保護制度が直面する課題、これの整理をされまして、中

長期的な課題につきましては、引き続き場を設けて協議をするということとされておりました。しかしながら、資料の左下でございますように、生活保護制度の抜本改革のうち、年金制度と整合する生活保障制度につきましては、中間取りまとめでは触れられていないということもでございます。高齢者対策でございます。

次に、資料 3 - 2 をご覧ください。資料の 3 - 2 - 1 から 2 - 3 までの 3 枚につきましては、国の生活支援戦略について小宮山厚生労働大臣が先月 4 月 9 日の国家戦略会議で説明をした際の資料でございます。資料 3 - 2 - 1 の右側には生活困窮者対策の構築によるセーフティネットの機能強化と生活保護制度の見直しの内容とする生活支援戦略の策定が示されております。

次に資料 3 - 2 - 2 でございますが、これは生活困窮者支援体系のポイントとして、左側に生活困窮・孤立者の早期把握など、7 つの項目が掲げられまして、右側の生活支援戦略の策定へとつながっているものでございます。

また、資料の 3 - 2 - 3 でございますが、生活保護制度の見直しにつきまして、左側に当面の対応、右側に制度の見直しの方向性というものが示されておりまして、これらの内容は中間取りまとめを一応踏まえたものとなっているところでございます。

続きまして資料 3 - 3 でございますが、項目の 1 つ目と致しまして、生活支援戦略について、項目の 2 つ目として、生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会について記載をし、課題と考えられます事項を右側にまとめているものであります。課題の 1 点目ではありますが、これは生活支援戦略の取り組み期間の 7 年間というのが長過ぎないかということでございます。2 点目は現状の福祉事務所の実施体制では新たな施策を取り組むことには困難があるのではないかとございます。3 点目はハローワークとの一層の緊密化と第 2 のセーフティネット、これは求職者支援ということでありますが、その実効性ということでございます。4 点目は生活保護費の費用負担の在り方についてでございます。5 点目は特別部会においては地方が抱える生活保護の課題についての意見が十分には反映されない懸念があるということでございます。この特別部会につきましては後ほど 3 - 4 の資料でご説明を申し上げます。

資料 3 - 4 のまず 1 をご覧ください。この特別部会の設置の趣旨は生活支援戦略を今年の秋を目途に策定するにあたりまして、生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて一体的に検討するということとされているものであります。この委員につきましては、私も委員として参加をさせていただいておりますが、学識経験者の方が非常に多く入っておりまして、昨年まで国と地方が 1 対 1 で生活保護の課題について協議を行ってきた、ハイレベル会合とは参加者の構成も、あるいは取り扱うテーマの範囲も変わったのではないかというふうに感じているところでございます。すでに第 1 回が 4 月 26 日、第 2 回が 5 月 7 日に開催をされておりまして、今後のスケジュールといたしましては 6 月頃までには各委員会からの発表を行い、7 月に本格的な審議を開始し、秋ごろにはこの報告書というものが求められるということになっております。なお、この 5 月にも厚生労働省が生活支援戦略の骨格を国家戦略会議へ報告する予定となっておりますので、指定都市市長会といたしましては、その前に生活支援戦略に係る問題点

について国への要請を行うべきと考えているわけでありませう。

その要請案についてでありますけれども、資料 3 - 5 をご覧いただきたいと思いますが、要請項目は先ほどご説明申し上げました課題を内容としておりまして、1 点目は生活困窮者の支援の在り方に関する特別部会というのが、昨年までの国と地方との協議の場とは性格が異なるということを考慮致しまして、生活支援戦略の策定に向けた検討を進めるにあたりまして、生活保護の実施主体でございます地方自治体の意見を十分に反映することを求めるものであります。

2 点目は生活支援戦略の取り組み期間というのが 7 ヶ年というふうにされていることに対しまして、地方の危機的な状況を踏まえまして、今後検討する各施策について 3 年程度で速やかに実施することを求めるものであります。

3 点目は生活困窮者対策等の各施策は現状の地方の体制では実施困難であるために、実施体制整備と人材確保を含めた検討を行うこと、中でも、生活困窮者支援の担い手となります NPO 等に取りついて、制度上の位置付けを明確化するとともに、財政基盤を確立することと致しております。

4 点目でございますが、実効性のある就労支援を行うために、ハローワークの職業紹介、訓練等と、生活保護制度が一層緊密に連携した体制を整備すること。そして、第 2 のセーフティネットについては、生活保護に至らず自立できる実効性のあるものとするところとあります。

5 点目は平成 22 年 10 月に指定都市市長会が提案いたしました、中間取りまとめでは触れられていなかった低所得者層の高齢者に対する年金制度と整合する生活保障制度について検討することと致しております。

6 点目でございますが、これは先ほど開かれまして役員会において追加をさせていただいたものであります。医療扶助の適正化についても、要請すべきという強いご意見をいただきまして協議をいたしました結果、最低生活を保障した上で、医療費を一部負担する仕組みなどの導入の検討を要請項目に加えたというものでございます。これはすでに 22 年 10 月の段階で指定都市で市長会から提案した際にも、一部負担も検討することということも込められておりましたので、それを今回も要望の中に入れるというふうにさせていただいたものであります。

最後に 7 点目でございますが、従前から指定都市市長会が要請したものでありまして、生活保護はナショナル・ミニマムとして本来国の責任において実施すべきである。その経費は全額国が負担することといたしております。以上、7 項目でございます。

そしてこの議論の中身でございますが、卓上に記載がございますように、配布させていただいておりますが、モラルハザードを起こしているような問題について、心理的な働き掛けを含めて、各世帯への給付の期限を定めた早期の就労支援というものを行うべきではないか、あるいはスピード感をもってこの改革を進めるべきだというようなこと、そして、ケースワーカーだけの支援では限界があること、専門的な経験を構築しております NPO 等の制度上の位置付けと財政基盤を確立し活用することなどが議論をされたところでございます。私からの報告は以上でござ

います。

熊本市長 はい。どうもありがとうございました。それでは続きまして、経済・雇用部会からの報告事項につきまして、部会長の松井広島市長様からご説明をお願い致します。

広島市長 それでは本日の経済・雇用部会の議論についてのご報告を致します。本日の部会は第1回目の経済・雇用部会ということでありまして、さいたまの清水市長、千葉の熊谷市長、熊本の幸山市長と私が議論の上一致して、今後の議論の進め方をどうするかということについて、取り組むテーマを決定したというのが本日の会合の内容でございます。話は事前に部会構成市からいただきました取り組むテーマの案を元に致しまして、事務局が作成したものをベースに議論を行いました。その関係の資料は皆様の右側に配布されております部会資料でございます。資料4というもので少しご説明をさせていただきます。これは取り組むべきテーマの全体背景をまとめたという叩き台になっておりまして、ざっと内容を申し上げますと、大都市に求められる役割というものは地域経済のエンジンとして新たな需要を創出するとともに、中小企業を中心とする地域産業の育成支援を図ることであるというのが基本論理であります。また、経済活動がボーダレス化していくということに伴いまして、付加価値の低い国内産業の空洞化が避けられません。地域経済が将来に渡って持続的に発展していくためには高い競争力を有する地域産業の育成、これは不可欠。更には新たな需要にマッチする人材を地域で確保、育成するという事。そのためには職業能力の開発ということと、職と結びつけるということで職業紹介を一体的にやる、そういった一層の充実が重要と。その一方で国際化とか高齢化、人口減少ということで、これらに対応するために更なる外資系の企業誘致なども視野に入れる。高度の人材、外国人、留学生、こういった方々の声に関する環境整備も進めるということが必要であります。

こうした認識の下で、経済・雇用部会では国における地域活性化のための取り組み、例えば総合特区制度などの活用ということも視野に入れたいということでありまして、この総合特区制度を一例外に留めるのではなく、全国展開していくためのツールとして使っていく。そして、今後、特に大都市において成長が見込まれる特定の分野、医療・介護・健康関連産業、そういったところを中心に企業誘致等を行って、新規の需要を創出し、地域の産業育成支援を通じて産業の振興を行うと。それを支える人材確保・育成、これらが地域のテーマということで設定致しました。さらに、個別の取組テーマ案といたしましては、2頁、4頁にちょっとあります。医療・介護・健康関連産業の振興と人材確保・育成というテーマと、それからもう一つは指定都市への公共職業安定所の業務等の移管ということについての、この二つを提示しました。

さて、本日の議論の内容でございますけれども、これは皆様のお手元の左側に経済・雇用部会における議論ということで、本日付けのペーパー1枚が配布されておりますので、それをご覧いただきたいと思います。まず検討を進めるに当たりまして、基本的考え方ということを整理いたしました。このような二つのテーマ設定を行っての議論というのは、今後の指定都市市

長会が具体的な取組を行うに当たりまして、自らが取り組むべきもの、それから国や県に要望すべきものというものをしっかり区分してやっていこうではないかという話もありました。そして、ここで議論された成果が全ての首長さん方、全市長さん方に支持されて地方分権の取組が確実に前進されるようにすると、そういった意識で議論していこうという話になりました。

続きまして個別の取組テーマとしての議論であります。一つ目のテーマ。医療・介護・健康関連産業の振興とその人材確保・育成、こちらの方でありますけれども、文としてはこのまま了承されましたけれども、議論の中でのやりとりをご紹介いたしますと、規制緩和や財源の確保については特区での対応にとどまらず、それが全国展開されるように大きな絵図面を指定都市で描いてテーマの検討を進めるべきであるという意見、また、国の新成長戦略に示される四つの成長分野の中でも医療・介護・健康関連産業こそ地域の活性化という観点に立って基礎自治体に取り組むべきテーマであるという力強い言葉もいただきました。そして、千葉大学、あるいは熊本大学など、地元の大学との連携の重要性についての指摘もございました。

続いて二つ目のテーマ。指定都市への公共職業安定所の業務等の移管についてでありますけれども、これもやはり原案通りの了解を得ましたが、議論としては地域に優れた中小企業がありながらも、企業と学生間の雇用のミスマッチが生じているという問題指摘、そして教育機関と連携した取組を進めなければ、実効が上がらないと、その必要性が大であるということ、さらにはそれをリードして実施するというのは、何よりも我々基礎自治体であるというご意見もございました。また、生活保護受給者の急増に歯止めを掛けるためには、住民に身近な区役所等が中心となって、それとハローワークが連携するというものでありまして、ハローワークの機能といたしますか、それを区役所に移すことが不可欠と。そして基礎自治体が雇用を生み出す仕組みを考えていくべきだというご意見もございました。更には、今、政令指定都市になるということはですね、地方の活性化への道であるという期待も強いという状況の中で、基礎自治体として行えることは決して多くないという現状の中で、住民の福祉に繋がる行政というものを、基礎自治体が責任を持って行うようにしていかなければいけないという強い決意表明もあったように思います。

今後、これら二つの取組テーマについて、限られた時間の中でありますけれども、効率的な議論を進めていく必要があると考えております。部会構成都市といたしまして、連絡を密に取りながらも、具体的な問題提起と、それからそれへの対応策、各種の取組事例、対応策というものを持ち寄った上で、事務的な整理を行い、次回の部会で具体的な検討の素材というものを作り上げてですね、本年の10月を目標に取りまとめを行いたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。私からのご報告は以上でございます。

熊本市長 はい。どうもありがとうございました。それでは続きまして、災害復興部会からの提案報告事項につきまして、部会長の奥山仙台市長様よりご説明をお願い致します。

仙台市長 仙台市の奥山でございます。それでは、災害復興部会での議論につきまして、

ご報告を申し上げます。災害復興部会には大きく二つのテーマがただいま与えられているところでございます。

1点目は復旧復興における現行の災害対応法制の見直しについてということでございます。この議論におきましては災害対策基本法や、また、災害救助法その他、自衛隊の出動要請など、細かい運用の部分も含めまして今後課題を整理して、それぞれの課題に対応した改正を求めていく必要があると、このような認識で一致をしたところでございます。お手元の部会における議論の報告の資料も含めてご覧をいただければと存じます。現在、国では災害対策基本法などの改正の議論が進められているところでございますけれども、国の関与をもっと強めていくべきと、というような意見も出ているようにお伺いをしておりまして、このことは、私どもの現場の認識とは全く逆の方向の話し合いであるというふうに考えざるを得ないというところで議論の一致をみたところでございます。こういった課題につきましてはやはり我々基礎自治体が、しかもその中で大きな権限を有しております政令指定都市がきちんと声をあげてしかるべき国民にとっての議論、利益となる方向に向かって声をあげていかなければいけないと、このような認識を共有したところでございます。資料5というところでお示しをしております、災害対応法制における大都市の役割の明確化に関する指定都市市長会意見につきましては、ただいまお話を申し上げましたような議論の諸点を踏まえましてまとめたものでございまして、この市長会議でご了承をいただきましたら、この後の記者会見におきまして、会長からアピールとして発信をしていくということについて部会として了としたものでございます。

2点目と致しましては、基礎自治体の危機管理のあり方、連携についてこのようなテーマでございまして。こちらの方は、昨年10月の市長会議で決定されました、広域大規模災害時における指定都市市長会の確認事項、これにございます行動計画、この策定に向けた議論ということでございます。これにつきましては、今回の東日本大震災における様々な具体のご支援の経験等に基づいたお話を部会の各市長さんからちょうだいしたところでございます。例えばライフラインの復旧について国や県ではどうい実務は無理であって、我々大都市がしっかりとこれを担うべきであるというようなご発言、また、現場がどうなっているのか、現場の状況や被災した方々の日々刻々に変わるニーズを細かく把握をし、それに見合った支援をきちんと推進すべきであるというようなお話しが出たところでございます。

また、災害は様々な発災の仕方がございますので、臨機応変な支援という観点から見ますと、あまり細部まで決めすぎるのではなく、まずは大まかな枠づくりをある程度イメージして今後の方向性をまとめていくということが良いのではないかなというような議論となったところでございます。今回の部会におきましてこうした今後のあり様のイメージの共有化を図ることができましたので、次回以降こうした共有した部分を文書におとしまして、更に議論を深め、この市長会議の場でもしっかりと具体のご議論をいただけるように調整して、原案の作成に努めてまいりたいと考えてございます。私からの報告は以上でございます。

熊本市長 はい、どうもありがとうございました。続きまして、国会議員の会担当市長からの

報告事項につきましては、鈴木浜松市長から、ご説明をお願いいたします。

浜松市長 それではよろしく申し上げます。本日は資料はございません。口頭のみで説明したいというふうに思いますけれども、昨年の11月1日に指定都市を応援する国会議員の会を開催いたしました。この中からたくさんの方の市長さんにもお出ましをいただいて、国会議員の皆様にも100名を超える方が来られたんですけれども、たぶん皆さん今まで思ったと思われるんですけれども、大体皆さん、国会議員の人が来られて、地元の市長さんに挨拶すると、そそくさと引き上げられる。大体、それもされない方は市長さんが来て、一部わずかな人が最後まで残っていた人は、この問題に関心を持つ数少ない議員か、あるいはまじめな議員で、これは特例でございましてですね、違和感もたれたかもしれないけれども、この手の会議は、だいたいああいうのが通例でございまして、私なんかはああなるだろうと想像に難くありませんでした。ですから、たぶん、ああいうセレモニー的な会を今後続けても、同様の状況がですね、続くだけでございまして、やはりですね、もう少し目的意識を持って、例えば政策として実現をしていくということになりますと、やはり議連のように、目的意識がはっきりとしたですね、集団をつくっていくということが必要だと思いますし、この大都市制度、あるいは政令指定都市が色々主張する提言・提案につきましては、これは党を超えていける、特に党派性の強いものでもございませぬので、超党派で議連ができないだろうかということで、実は内々のことでありますけれども、自民党の菅さん、まあ今の大都市制度をですね、責任者でございまして、菅さんとお話をしまして、菅さんは基本的な方向性で賛意を示してくれまして、是非結構ですということがあります。カウンターパートとして、民主党の今の国対委員長城島さんにもお話をいたしまして、城島さんもウェルカムでございまして。あと残り公明党、あるいはみんなの党と主要政党のしかるべき方に声をかけて、内々の調整が進めばですね、ここで皆さんの同意を得られれば、そうした超党派の議連を作るべく、少し連携を行っていければというふうに思います。

ただ、ご承知のように、今、非常に政局が混沌としておりまして、ことによりまして、秋くらいに解散総選挙の可能性も出てまいりますので、大体、今、本国会の終盤になればですね、その状況がはっきりして参りますので、もし選挙がありそうだということであればですね、選挙前にそういうものを作っても仕方がないので、総選挙の後でですね、もう一回仕切り直す必要がありますけれども、少しそこらへんの状況を整理しながら取り組んでいければと思います。

それからもう一つはですね、是非これやりたいなということではですね、やっぱり、今、政党に提案をしたりですね、国会議員の皆さんにお話をするときに、たぶん話が通じてるだろうとこちらはそう思うんですけれども、実はほとんど通じてないんですね。これは申し訳ございません、河村さんもたぶん同意をしていただけたと思うんですけれども、国会議員の方は意外とそういう情報は入っておりませぬし、相当こちらからアプローチをしていかないと、しかもしつこくやっていかないとですね、なかなか洗脳できないということでございましたので、例えば年に1、2度ですね、みなさんの都市から選出をされている衆議院議員プラス参議院議員の方とですね、飯でも食いながらですね、ちょっと濃密にお話をいただくと、あるいは複数の都市が、政令市があ

る所は、県単位でも結構だと思んですけども、ぜひそういうことをやって、こんなにもくどくやらなければいけないのかなと思うぐらいくどくやっていただいて、初めて多少、議員の方がですね、理解をしていくということでございますので、ぜひそんな形で少し国会議員の方とですね、接触を密にできるような、方向性でやっていきたいなというふうに思っています。

是非、みなさんからご理解の程いただけるのであれば、その方向で動いていければと思うところです。以上です。

熊本市長 はい、どうもありがとうございました。それでは、続きまして中核市・特例市連携担当市長からの報告事項につきまして、篠田新潟市長よりご説明をお願いします。

新潟市長 はい、では、資料6をご覧くださいと思います。中核市市長会、全国特例市市長会との連携の進捗ということでございますけれども、この問題意識としてはですね、昭和20年代から30年にかけて五大市が特別市を目指したわけですがけれども、残念ながら実現しなかった。そのことについては意見の反対ということと同時に、県庁所在都市を初めとする基礎自治体の理解が得られなかったということもあるのではないかと考えております。そういう面では我々が大都市制度を前進させるにあたって、中核市、特例市、これと歩調を揃えていくと。当然、目指すレベル、方向は多少は違うわけですがけれども、自立を目指すという都市が連携していくべきだということで考えております。

一枚めくっていただいて、背景と都市の多様性が書いてございますが、次のページにその特例市まで合わせるとどれぐらいの、我々、力を持つのかということで、全国人口に占める割合を書いてございます。特例市まで入れると42%ということで、そうすると過半が見えてくるという状況になります。さらに自立を目指す志のある都市を加えれば、我々が過半を占めることはかなり可能性が高い、容易であるというふうに考えています。全国市長会によりますと、これは23区東京都除く特別区23区が入りますので、人口の91%ということになるわけですがけれども、なかなか全国市長会が一斉に右向け右ということは難しく、特例市以外は、志のある市長さんを一本釣りでゲットしていくべきではないかというふうに考えております。

次に共有すべきテーマということで、何と言ってもキーワードは「自立」ということだと思います。依存からの脱皮ということで考え方がほぼ一致したということでもあります。これについては、2月の14日に森全国市長会長さんにもお入りいただいて、3市長会会長代表が一同に対して、基礎自治体の強化ということで協力しようということが確認されました。今後は3市長会が団結して、国民本意、市民にとってメリットが出る地方制度改革を実現していくんだということになります。次のページで、それを盛り上げるシンポジウムを、これまあ秋頃ということなんですが、整備状況かなり微妙なんですけれども、一応、秋頃を中心に考えて調整中ということになります。指定都市、中核市、特例市、パネリスト一同に揃う、できれば総務大臣、知事経験者、有識者、あと某パネリストに加えて、大きくこのパネルディスカッション、シンポジウムで盛り上げたいと思っております。

また中核市、特例市自らもいろいろお考え巡らせていただいているわけですが、これから自立を目指す都市自治体に必要な事務権限というのは、大きなものでいうとこんなものがあるんじゃないかということをおすすめメニューみたいな形で例示させていただきました。ハローワーク、教職員の人事権、児童相談所、都市計画の決定、国権道路の維持管理、こんなものを取りあえず挙げてみましたけれども、これについてはさらに皆様からですね、こんなものをおすすめメニューにいいんじゃないかということをお補強していただいて、具体的に中核市、特例市の市長会とさらに議論を深めて、シンポジウムに結び付けたいというふうに考えています。以上です。

熊本市長 はい、どうもありがとうございました。それでは、説明の最後になるかと思いますが、第30次地方制度調査会における「大都市制度のあり方」についての議論経過、それから地方の提案をする多様な大都市制度の実現に向けた法整備に関する指定都市市長会要請についての報告事項についてであります。これにつきましては、事務局の方からお願いいたします。

事務局 それでは、まず資料7-1、第30次地方制度調査会における「大都市制度のあり方」についての議論経過についてご説明をいたします。林横浜市長が臨時委員を務められております、第30次地方制度調整会における大都市制度のあり方に係る議論は、1月17日に開催されました第3回総会を皮切りに、4月25日の第11回専門小委員会まで、6回行われています。2月16日の第7回専門小委員会では、指定都市市長会として、阿部川崎市長より、新たな大都市制度の創設に関する指定都市の提案ということで特別自治市と題しましてご説明をいただきました。あわせまして、同日大阪府市統合本部として、橋下大阪市長より、大阪にふさわしい大都市制度の実現に向けてご説明がございました。その後3月16日には東京都及び特別区からのヒアリング、3月29日には全国知事会、中核市市長会、全国特例市市長会からの意見、4月16日には諸外国の大都市制度、そういった議論を行いまして、4月25日の第11回専門小委員会で、大都市制度の見直しに係る今後検討すべき論点について議論をされました。次回は5月17日の予定でございます。

続きまして、資料7-2、「地方の提案する多様な大都市制度の実現に向けた法整備に関する指定都市市長会要請」について、ご説明をいたします。3月26日に公明党へ鈴木浜松市長、3月29日に自民党、みんなの党へ阿部川崎市長、民主党へ林横浜市長、及び阿部川崎市長から要請を行っていただきました。各党の意見、書いてございますけれども、大都市制度では広域自治体のあり方などの検討が必要であることは強く認識している。大阪都構想は府外への影響が少なく、民意を得ているので、まず特別区制度を東京都以外に適用する法整備を進める。大阪都構想で終わることなく、今後、地方の意見を伺いながら、大都市問題の解決に向けての検討を進めていく。特に自治制度が大きな行革につながる制度であることについては理解しているが、道府県を突き抜ける制度であるということから、国家全体にも関わる問題であ

り、難しさがある。道州制を含めて検討していくことが必要となる、などの意見をいただいたところでございます。なお、当日の要請、あるいは資料につきましては 2 ページ以降に添付してございます。説明以上です。

熊本市長 はい、ありがとうございました。それでは、説明、報告終わりましたので、議題の 1 から 8 までにつきまして、質疑に移らせていただきたいと思います。ただ、冒頭申し上げましたように、時間の都合もございますので、まず最初にですね、要請文などの提案事項についての議事を進めて参りたいと思いますので、ご協力をお願いします。

その中で、まずは地域自主戦略交付金に関する指定都市市長会の緊急意見案、こちらの方からまずはあればご意見をいただいて参りたいと思いますので、よろしくをお願いします。いかがでございましょうか。

熊本市長 いかがでございましょうか。特にありませんでしょうか。

一同 異議なし。

熊本市長 はい、それでは異議なしということでございますので、原案の通りとさせていただきますと存じますがよろしゅうございますでしょうか。

一同 異議なし。

熊本市長 はい、ありがとうございます。それではそのように決定させていただきます。当該意見の取り扱いにつきましては、部会長市に取り扱いを一任いたしますので、何卒よろしくお願いをいたします。

それでは続きまして、大都市制度検討部会から報告がありました、新たな大都市制度の創設、指定都市市長会の提案の一つにスタンス案と、それから多様な大都市制度の実現に向けた指定都市市長会アピール案につきまして、大都市制度に対する今後の指定都市市長会のスタンスに関わるものでございますので、皆様方からご意見をいただいて参りたいというふうに思いますがいかがでしょうか。はい、どうぞ。

広島市長 資料の 2 - 2 で、アンダーラインを引いていただいている、当初の提案よりは、ずっと整理された議論があったんだなということで、私自身は現時点でこれでいいんじゃないかなと思うんですけども、これはただ要望する外向けのスタンスですけども、我々内部に向けての、言わば基本的な考えについてですね、少し合意をいただきたいなと思う点があります。

それは、本日用われました大都市制度検討部会における議論の中でご紹介のありました、

昭和31年以降60年近く変わらない指定都市の枠組みを変えていく具体的な行動を進めていくべきである。これは全く共感でありまして、この一つとしてこういったアピールという外向けの行動も重要であります。大阪、新潟、名古屋なども揃って考えておられる、それらの固有の問題を踏まえた大都市制度と、従来から本当に共通認識が得られつつある、この、言わば特別自治市というもの、それらの2点ですね、しっかり実現していくためにもですね、私は具体的な行動様式として、我々自身がその地域において現行の法制度内です、何かできることがあるんじゃないかと。それをですね、さらしだして、ちょっとでもそれを実施するというのも同時にやっていくということもやりたいですね。外に向けて要求するだけじゃなくて、そのやり方として、この議論の一つ前に戻りましてですね、道州制とか広域自治のあり方についてですね、知事とできればですね、考え方を共有して話し合いを進めながら、今の段階で、今の枠組みの中でできることはないかという作業をですね、同時進行でやるということと、外に向けてアピールするというのを同時にやっていくということですね、合意していただけないかなと。自分たちとしてやりたいと思っておりますので、ご意見ということでございます。

熊本市長 はい、ただいま、はい、どうぞ。

横浜市長 賛成です。都市によって違うとは思いますが、大都市制度のあり方について指定都市の市長と、知事との話し合いが具体的に進行していません。お互いの議論の場を設定する必要があると思います。

熊本市長 はい、賛同のご意見ですね。あと浜松市長さんからも手が挙がっております。どうぞ。

浜松市長 少しご紹介も兼ねてお話ししたいんですけども。実は静岡県はですね、知事と政令市で年1回、G3という会合をやっているんですけども、一昨年のG3で、県と政令市で特別自治市創設に向けて取り組もうという合意をしまして。前はですね、府県制を廃止し、道州制に向けてという文言を入れた合意をいたしまして、実は今、静岡市とですね、研究会を、今度は県も入れて作るんですけども、3段階に分けて、今の制度からできるギリギリの判断、2番目はですね、ステップ2はですね、特別自治市等が法制化されたときに、地方自治法や地方交付税も改正されたときに、どういう取り組みができるか。3番目はですね、やはり道州制等ができて、国の形が変わったときにどういうシステムになるか、3ステップくらいで考えているということで、今、松井市長からもご提案がございました現行制度下で何ができるかということですね。

今、県と、これから県に提言をしていく、まあ県はたぶん抵抗すると思うんですけども、実は県民税、個人県民税をですね、税源移譲されているとなかなか大変ですけども、一旦納めたものをですね、交付金という形で県からですね、移譲させるとか。その代わりに、大幅にこち

らも仕事を請けちゃおうとかということは、これは県と市の間で合意できるんですね。形としては、税源移譲みたいなもんです。まあ税源移譲の過渡的な措置として、その中で県から相当程度のもので、権限や仕事を市の方に移管させて、その分、県から交付金という形で税をバックさせよう。今、そういう動きをですね、これから始めるところでございまして、是非、県とそういう形で具体的なですね、今の制度下で何ができるかということ議論していくことが私も大事なことだなというふうに思います。以上です。

熊本市長 はい、ありがとうございます。はい、どうぞ、新潟市長さん。

新潟市長 新潟州を提起した立場で、今の状況なんですけども、若干報告したいと思うんですけども。やはり、新潟県と新潟市は本格的に二重行政・二元行政の弊害を排除しようということで協議をしていくと、やっぱり新潟県議会、新潟市議会、いろいろ利害が対立する部分が出てくると。しかし我々、県民、市民にメリットが出せるもの、それを具体的なテーマを決めてやっていくということが、将来の形をどうするかということ以上に、やっぱり大事なんじゃないかということがだいぶわかってきたと。

今は4つの分野でこれを何とか改善しましょうと、一つは拠点性の強化と、それから成長戦略が2点目。そして3点目は市民に身近な行政、これを改善できないかと。で、4点目が市民、県民の安心・安全ということで、テーマを決めてやっております。まず、二重行政の弊害の排除というところから入って、こちらのほうは一応6つのテーマを決めて、県と市で連絡調整会議を開いた。5月1日に新潟州の構想検討委員会から報告書をいただきました。もっと具体的に実践を進めなさいということ強く打ち出されましたので、我々、6月議会前には検討して、新潟州の構想推進本部というものを作り、ここには有識者3人ほど入っていただいて、オープンな議論をすればですね、県庁の勝手、市役所の勝手というのが通らなくなってくるのではないかと。我々、実践を進めながら、今の政党の動き、国の動き、ここに向かって機敏に動けるような体制を作っていく。また我々がここまで地域で頑張って、二重行政、二元行政の弊害排除を努力しているんだということを示すことが、やっぱりこれからの大きな議論の説得力を持たせることになるんじゃないかということで、推進本部を立ち上げてさらに本格的にやり、そこからどうしても制度改善、制度の抜本改革してもらわないと困るというのが当然出てきますので、それをまた、この大都市制度の実現ということで具体的な提案という形に結び付けたいなと、今そんな段階です。

熊本市長 はい、どうもありがとうございました。じゃあ、すいません。先に手が挙がりませんでした。

静岡市長 静岡市の立場から、少し今の議論を補足させていただく。先ほど浜松市長から“しずおか型”の特別自治市の研究を進めているという報告がありました。これは非常に特殊な

事情によって今ここまで順調に進んでいる。というのは、今の静岡県知事が、両政令指定都市に対して、良好な関係を保とうというような政治的なスタンスがあります。それによって G3 という形でやっていて、スローガンの的にはこちらの方向だねという合意があるわけなんです。事務方の準備を見ても、リアルなことが議題になればなるほど、難しさも露見してきているというのが実情です。

今回も、この財源の移譲額を出すか出さないかで、内部的にはもめて、結局出すと非常にセンセーショナルな話題になるのでこれは出さないということで、抽象的な文言での合意になってしまった。要は、県と市の対立関係では、こういう議論は絶対に進まないという実感を持ちました。

つまり、府県制度の再編のあり方を含めた上で、県と政令指定都市が同じ方向性に向かって国に物を言う戦略を持っていかないと。そういう形で国に対して、府県制度の再編と同時に特別自治市をどうするかと。彼らを味方にしていくような戦略を出していく必要がある。

熊本市長 はい、ありがとうございます。それでは。

堺市長 堺市は7府県で構成する関西広域連合に入りました。この中でですね、大都市として、府県とどう連携できるかと、これは実際にしていきたいというふうに思っているんです。特に、基礎自治体としての住民のかゆいところに手の届く行政をする我々にとってですね、府県、広域自治体、広域機能を担う自治体とどう連携していくかということ、まさに広域連合のところで実践していく。これは大事、今後大事であるというふうに思います。京都市さんも神戸市さんも、今後、一緒に入っていこうということでもう準備を進めていますので、関西からそういうふうな道州制は、見方は色々ですが、視野に置きながら、大都市行政、基礎自治体行政がどう機能できるかというのを実践していきたいというふうに思っております。

熊本市長 はい、どうぞ。京都市長さんどうぞ。

京都市長 道州制の論議を全国的に促進しなければ、非常に難しいなということが一点あります。関西広域連合構成府県の間でも、道州制については意見が分かれており、政令指定都市が中心になって、全国的にその議論をやっていかなければならないのではないかと考えています。

全国の政令指定都市と道府県の間には色々な軋轢があり、京都でもずっと歴史的にありました。昭和31年に特別市制度の廃止と引き換えに政令指定都市制度ができましたが、当時、特別市制度に最も反対されたのは、京都府知事ではないかと思えます。京都府の人口260万人のうち147万人が京都市民ですから、私が知事の立場でも、道州制ができない限り賛成するはずがないと思えます。このため我々が新たな大都市制度の創設を求めていることについて、経済界も含めて心配される声があります。

ただ、京都では、徹底的に二重行政を打破して、政策を融合するために、府市トップ会談で雇用や生活保護の問題も含めてオープンな議論を行うと同時に、幹部同士、実務者同士が意見交換を行い、具体化を進めていくため、10 の分野で府市行政協働パネルを設置しています。どんどん政策を一元化していくときだと考えています。この1月には、府・市成長戦略本部会議を立ち上げ、総合特区をはじめとした成長戦略を強力に推進しています。

同時に、道州制も視野にして、新たな大都市制度、特別自治市を求めています。道州制の論議が一時期ちょっと停滞し、また今ちょっと盛り上がりつつありますけれども、その道州制の論議を考えなければならないなということを実感すると同時に、それぞれの政策で、今できることは徹底してやっていくことが大事かと思います。

熊本市長 はい、どうぞ。川崎市長さん。

川崎市長 私は特別自治市とか大都市の自立性を高めるといふ取組や、それでは県は一体どうするんだという話で、道州制議論に火が点きつつあるということは大変結構なことではないかと思います。神奈川県では、横浜市の特別自治市構想で、県の部分を横浜市がやるといったら、県はどうするんだということで、神奈川県知事が独立国構想というものを出しました。要するに道州制を神奈川県に対して導入して、神奈川県にしようという構想になるんです。大変結構なことじゃないかと思います。

基礎自治体、大きな基礎自治体が独立性を高めていくと、当然それを包含する県はいったい何をするのかということなんですけれども、広域自治体として、道州制を模索するようにするのか、あるいは政令市以外のところの市町村の補完機能の強化、例えば消防や広域ごみ処理や水道、そういうものについて直轄でやっていくか。これは例えば宮城県で考えると、今回の震災対策で、県は現場をもっていないので、そういう点で中間的な、非常に弱い立場だったわけです。広域行政の部分については直轄で、事業を持っていれば、もっと早かったはずであります。

ですから、その両方の方向に行きつつあるわけなんですけれども、そんな形で都道府県が道州制についてまじめに考えるようになってきたのは、大変結構なことではないかと思います。新潟州もそうですが、新潟だけで、道州制の出発点のような新潟州という形で、国の権限を移譲してもらおう形の州を創っていくことも一つの手だと思いますし、神奈川県もそうだと思います。それからいわゆる広域的な道州制にもってくるというのも、段階としてはありえるかなと思います。

そういう具合に考えていくと、例えば人口 100 万人以下の県がたくさんありますね。鳥取とか島根とか、あるいは愛媛を除いた四国の県や、九州でもありますね。そういうところについて、道州制論をやっている人の中で、こんな意見があるんです。人口が 100 万人に満たないようなところについては、それを一つの市にしてしまう。広域市にして、あるいは都制度でもいいですよ。むしろそういうところに都制度を持ち込むというのも一つの手だと思うんですけども、一つの市にして、それを包括する形で、例えば山陰について州にするとか、四国州にするとか、そ

ういった構想を唱えている人達がいるんです。なるほど私も思っておりまして、そういう形で原則、基礎自治体ができるだけ多くの仕事を、住民向けに責任を持ってやっていくという仕組みを提案していくには、いいチャンスになっているのではないかなと思います。

熊本市長 はい、どうもありがとうございました。じゃあ、はい、松井市長。

広島市長 一つ提起して、一応なんか、いきわたったのもう一つの提起になりますが、今申し上げたのは、自分たちが現法制度の枠内で何ができるかということをやるというそのやり方。中身は見ておりませんので方法論だけ申しましたが、もう一つ方法論としてですね、先ほど資料にありました、政令市が 20、中核市が 41、特例市が 40、残り 810 という、この大きな 810 の市ですね。この方々の、言わば総論賛成プラス各論賛成ということもなければ、言わば足場の問題として推進力にならないということだというふうに思います。

それで、つい先々日中国地方での市長会議をした中でですね、いわゆる政令市に属さない小さな市の首長さん方から言われて印象的なのは、政令市指定都市なんかは大きいからですね、色々な議論をしながら大きな構想を述べてやっているけれどもね、国もそういった政令市も、自分たちのことを一つも聞いてくれたことがないと。だから関係ないところで議論していて、上から決めてきてやれと言って、分からないうちに喉元を引っ張ろうとするから、誰もついていけない。こういうふうな発言がされておりました。

それで、そういう状況を直ちに解消することは難しいんですけども、例えば、今日ここで行われるようなこういった議論の中でですね、その 810、そのほか特例市とか中核市にも向けてですね、ここの議論を紹介して、そしてそのテーマ、議論についてご意見をいただくという丁寧な対応をするというのはどうかなと思うんです。そして事務局も大変でしょうけれども、810 + 40 + 41 ですから。数限られてますから、ここで議事内容を言い、もしご意見があれば、そういうテーマで言ってくださいという、本当に開かれたメンバーで議論をしながら、大いに首長さん方の意見を聞く。その中で各論賛成の手続きを進めているということを見せることはできないかなというふうに思うんですけれどもいかがでしょうか。

熊本市長 はいどうぞ、相模原市さん。

相模原市長 相模原ですけどね、今の議論につきましては、神奈川県では既に、先月ですけど、市長会でそのようなご意見がありました。神奈川県には 33 自治体がありまして、市が 19、あと町村。今言ったように神奈川県の独立国構想だとか、横浜市さんの大都市制度、それぞれの考え方が示されている。川崎市さんも提案していますし、私たちも研究している。じゃあ政令市だけでいいのか、県だけでいいのかというご議論があるわけですね。

私たちは政令市を中心にしながら、最終的には道州制等を目指す方向かと考えておりますけども、そういう議論をですね、指定都市以外の市町村も交えて県内で詰めていく。そして、先

ほどもご議論がありましたように、知事と中間広域自治体の既得権限をどうするのか。既得権限と言うと失礼かもしれませんが、例えば県民税の問題に触れられましたけれど、この税の問題を考えないと、今お話がありましたように、例えば交付金で、市町村交付金と言っても神奈川県はどんどん削っていく。もう交付金を出せないような状況ですね。年間予算のほとんどが人件費で、40 数パーセント、50 パーセントもある。我々市町村というのは 20 パーセント切るような人件費ですね。そこに改革の問題があるわけですよ。

こういったところに切り込まないですね、互いが理想論ばかり言ってもですね、やはりこれは最終的には道州制ですとか広域の自治体再編に結びついていかない。まさに松井市長さんが言われたようなことを各県下で、まず進めていくということは大事だと思いますし、その機運は出てきたということです。せっかくの機会ですから、全国展開で、今この政令市がある県との話し合いを進めていく。またその周辺にあります市町村とも連携させる。また、理解いただくような情報提供・意見交換、こういった場を作り上げていくということは、私は大賛成だと思っております。

熊本市長 はい。じゃあ、手が挙がっておりましたので、まず新潟市さんお願いします。

新潟市長 先ほど、中核特例市との連携の中で、申し上げなかったんですけども、役員会の中ではですね、それ以外の市にどうアプローチするかということについても若干申し上げて、基本的には政令市がある県では、その政令市が。新潟には新潟県市長会、これを通して、今この中で必死にやっているんで、志のある方どんどん参加してくださいというような呼びかけをしよう。しかし、政令市のない県、あるいはブロックとしても四国などないと。そういう空白の所についてはですね、こちら側の事務局と一応案を作って、どのブロックにはどの市から責任を持って情報を流し、また、話の窓口になっていただくということを決めさせていただいて、今の広島市長さんのおっしゃるように、我々はどんどん皆さんの意見を吸い上げていくんだということは非常に大事であると思っています。

と言っても、膝元の新潟も、まだ新潟市と新潟県だけ今やっているじゃないかと、俺たちはどうなってんだという、内心お叱りもいただいております。これを今後、報告書をいただいたので、新潟県全体に新潟州の考え方、これをお伝えして、私から言うことではないと思うんですけど、知事がおっしゃるのが一番いいし、あるいは新潟県市長会からの要望と、町村会からの要望という形で、今までの広域自治体と基礎自治体の枠を超えた、より深い連携、これを我々と一緒に県は協議すべきだというようなところまで進めていきたいなというふうに思っております。

熊本市長 はい、ありがとうございます。じゃあ、静岡市長さん手が挙がっておりましたので。

静岡市長 新潟市長と同じような趣旨の発言を申し上げようと思ったんですけど、広島市長の先ほどのご意見に賛同するという立場からです。前任者から、引き継ぎをいただいた中で、

全国市長会の会長に政令市から出るというのはなかなか難しい状況になっている。これは背負ってるものが違うという現実があります。

一方で、我々は基礎自治体優先の原則をここに掲げて、これからやっていくわけですね。そうになると、やはり我々が中核市、特例市、一般市も含めた上で、彼らからも共感される特別自治市の制度設計でないと、なかなかこれは難しいということがあります。先ほど申し上げたのは、県とも同じ方向性で彼らを巻き込んでいかなければいけない。そこで道州制の議論になるわけですが、県と一般市とのパイプ役として、どうやって地域連合として道州制の議論を引っ張っていけるのか。これは道州制の議論もこれから国でも出てくるでしょうけれども、道州制の中身というものが、どうなるか。基礎自治体を優先とした道州制の設計になるのか、それとも国の出先機関としての道州制になるのかという分かれ目だと思いますね。

そういう意味では、政令市が県と一般市とのパイプ役となるような形で彼らを巻き込んで、地域連合のようなものの形を作って、道州制の議論を引っ張っていく。そんな政令市の戦略というのが必要になってくるじゃないかなということ、G3に出ても感じますので、申し上げます。

熊本市長 はい、どうもありがとうございました。じゃあ、札幌市長さん、その後名古屋市長さんでお願いします。

札幌市長 はい、札幌市の上田です。唯一、道州制の道というのが既にある所の政令市なものですから。この道州制という言葉の内容が、今、静岡市長さんもおっしゃいましたように、色々ありまして、また松井市長さんもおっしゃるように、まず中身。どのように他の市が、一般市が、道州制になると良いことがあるのか。その具体的な内容を明らかにしてくという意味合いで、今やれること、これを本当に詰めていくことはものすごく大事なことだというふうに思います。

こうなれば、我々の生活がもっと、あるいは自治の仕方について、良くなるんだと。参加も非常に直接的になるし、後は、色々なコントロールも住民がする機会が増えてくるんだと。そのことによって我々が、自治体の運営が、より住民のためになっているんだということを言わないでやっていきますと、以前やっていた道州制の議論が北海道でもあったんですけど、全然進まないというのはですね、それはやっぱり空中戦なんです。単なる制度論として、行政改革の一つの形としての道州制というような議論をされていますと、誰も議論に参加できないという状況が私はあるように思います。ですから、身近な政治というものは、いかに実現するためにこの制度が必要なのかということ、今できることからまさにやってくということで進めることが肝要だと私は思います。

札幌市もご多分に漏れず二重行政という意味合いではほとんど整理はされていると思います。あんまり無駄なこともないと思うんですけども、しかし他の市町村との連携ということ、今一生懸命やっておりますけれども、道はなかなかそれに乗って来ないということも、これは一つございまして、非常に困難な状況にあるわけでありまして、是非、全国的な気運を盛り上げてくということがとても大事なことだというふうに思います。

熊本市長 はい、わかりました。それでは、名古屋市長さんどうぞ。

名古屋市長 名古屋でございますけれども、色々聞かせていただいて、根本的にこれは社会主義的な制度の中で、権限分配論をただやっているだけなのか。それとも本当に自治体から自治体間で競争して、市民にとっては税が下がらないといけません。僕はそれで一つのスケールとして道州制なら道州制でも一緒だと思うのだけれども。

皆さんでお互いに競争しながら、ちょっとでも市民の税金を下げていこうかという様なスタンスで取り組むものなら、そっちの方に向かっていかなければならないのに、間仕切り論を不要とは申しませんが、そういうことをやっていると、名古屋では、尾張名古屋共和国というようなことを言っておりますが、これは一つのネーミングですけれども、やっぱり旧尾張藩とか三河のもうちょっと向こうですけれども、昔はそれが一つの分権的な社会で、競争していたかどうかは知りませんが、そういうものがあるわけです。

だから、あまり上から機械的に分配論だけやっておられると、私は急に社会主義になったのかと思います。

市民にとって何かメリットがあるというところから、どうも議論が行われていないような気がして、しょうがないです。やっぱり、税金でも減らさないと意味がない。名古屋が5%ならうちは7%、1割減らしたから、あなたの所も追随すると、これくらいの議論が出てくると、市民にとっての本当の大都市制度の話になると思うのですが。

熊本市長 はい、ありがとうございます。それでは、川崎市長さんどうぞ。

川崎市長 今の話は大変重要だと思います。例えば、大阪都構想のように大阪市をいくつかに分けて、区にして議会を置いてとなると、金がかかるわけですが、例えば、佐賀県が人口が85万人くらいですか。ここを、県と市町村を一本にして1つの特別市みたいな形にしますと、重複部分が完全になくなって、経費が浮いてきます。減税するほど余裕は出てこないと思うんですけれども、少なくとも今財源が足りなくて困っていて、借金が膨らんでいるような状態を解消する効果はかなり出てくるのではないかと思います。四国も各県を、県市で一つの特別市みたいな形にして、それで合理化していくと、広域行政は県で、広域消防や広域ごみ処理、あるいは広域水道などは県が今の市町村の事務をやっていく。我々はどちらかという、県の仕事もこっちに持って来い、持って来いと、要求するばかりでしょう。逆にそういう人口規模の小さいところは、県が市町村の仕事を広域行政として行って、市民サービスを合理的にやっていく。そういう形をとっていくと、恐らくかなりの無駄が削減されるのではないかと思います。

名古屋市長 そういうことであるけど、今、一言言うと、減税なら減税1つで言うと、平成12年に地方分権活動の中で、法律ができて、あの時の議論、総務省を見ると、日本中同じ税金な

んておかしいじゃないかと。やっぱり競争すべきだな、スーパーは日本中同じ値段で大根売っていないです。同じようなことです。

そう言って、但し、許可制をつけて、地方税の減税を認めるためには、総務大臣の許可がいると。これは建設地方債発行に。そういうことでせっかくやりかけて、これは国策なんです。このところで何にも競争が起こっていないのに、何か突然、色々な分配論で色々なことを言われますと、これは社会主義国に迷い込んだのかなと、そういうふうに思えてしまう。市民はどこへ行ったと。要するに価格競争をしないスーパーをみんなで色々作ろうと言ってるわけです。

分配論もいらないとは言いませんが、市民にとっては、皆さんの徴収している税金をやっぱり競争するという視点を一遍打ち出されてもいいと思います。せっかく国が決めたので。そういうふうにしないと、市民にとって魅力のある議論にならない。

熊本市長 京都市長さんどうぞ。

京都市長 二重、三重構造ではなく、住民に一番近いところで最も効率的でスリムな行政体にするのと、これだけ借金がある中、税金を下げる余裕があるかどうかは別の論議にしましょう。最も効果的、効率的、スリムな行政体にして、そして地域の住民の願いに応じて、市民サービスを機敏に機動的に実行できる地方自治体のあり方について、我々は住民の声を大事にしながら進めている議論だと思います。そこで税金を下げるか下げないかの議論をしてないから、分配論にとどまっているということにはならないと思いますので、その点御理解お願いしたいと思っております。

名古屋市長 ちょっと減税のことを言っておきますと、減税の場合、皆さんやられると、総務大臣に許可申請をしないとイケないわけです。その時に許可内容は何かというと、全額行革であることと、起債を当ててはイケないということで、相当詳細な財源をつけないとイケないということでございますので、どれだけ起債があろうが、財政力指数がどうであろうが無関係なのです。そのところ誤解がありますので、総務省もたまにはいいことをやったというわけです。ということで、両方やらなければイケないということです。

熊本市長 色々ご意見が尽きないところでは、じゃあ、どうぞ。

福岡市副市長 大変議論が煮詰まってきたところで、大変恐縮なんでございますが、福岡市から、北九州市、それから熊本市、九州 3 政令市を代表する形で、現在お示しいただいております指定都市市長会アピール案の修正案をご提案させていただきたいと思っております。

本来であれば、幸山市長からご説明いただくべきところではございますが、議長をされておられますので、私の方からアピール案の修正案をご提案したいと思っておりますので、大変イレギュラーではございますが、御理解を促進していただくために追加でお手元に資料を配布させて

いただきたいと思います。

熊本市長 はい、では資料の配布を。

福岡市副市長 今回、このような形で市長会におきまして、アピールを取りまとめられたことに関しましては大変意義深いことであるというふうに考えてございます。取りまとめの労を取られました、会長様、それから事務局には大変敬意を表する次第ではございますが、お手元にお配りいたしました資料で、九州福岡におきます大都市制度検討についての取り組みをご紹介しますことで、修正案のご提案をさせていただきたいというふうに考えてございます。

実は熊本市さんが本年度から政令市になられたことをきっかけといたしまして、幸山市長様からのお呼びかけに基づいて、去る4月の27日に、九州3政令市の市長会議を初めて福岡市内において開催したところでございます。その際に、お手元縦長の資料にございます、九州3政令指定都市による大都市制度研究会を発足するというので、1ページ目の下の方にございます研究項目につきまして、スピード感を持って検討を進めていくということが3市長の間で合意されたところでございます。裏面をご覧くださいまして、検討スケジュールでございますが、本年度中に3政令市でこの研究項目についての取りまとめをしていこうと。その際には、米印にございます通り、地方制度調査会、それからこの指定都市市長会等におけます制度の検討につきましての動向に応じて、柔軟に対応していくと、こういうような構えになっているところでございます。

ちなみにもう1枚、横長で福岡都市圏の成長戦略実現に向けた大都市制度研究高島試案ということで、私どもの高島市長が現在検討を進める形で、福岡市案として検討を進めるにあたってポンチ絵的で恐縮でございますが、チャートを示させていただいております。今回もアピールの中で出ております、都構想あるいは特別自治市構想というようなものとアプローチの異なる形での第3の道ということで、福岡都市圏という、福岡市の特色であります都市圏との密接な連携関係を活用した制度を志向していくということで、今日も色々ございました、県との関係ということで現実的な県からの権限移譲あるいは都市圏の連携強化を基礎的自治体重視のもとで、考えていくと。これをフェーズ1ということで、高島市長はメトロ福岡構想ということでお考えでございます。

そして、フェーズ2につきまして、道州制における九州の大都市の制度のあり方を検討するというので、現在、幸山市長様も取りまとめの中心におられます九州市長会での九州府構想において、基礎的自治体優先の原則がございまして、このもとで大都市制度を検討していこうと。こういう検討も福岡市で考えたいということで、今、進めておるところでございます。

こういう福岡、九州での検討の動きもございまして、アピール文案では一番下の段落にアンダーラインのところで、大阪、新潟、名古屋などと、恐らくこの「など」に含まれる話になるのかと思います。今回、九州・熊本開催のサミットでございまして、「など」ということでは若干切ないところもございまして、できますれば、御同意を得まして、アピールの河村市長様の名古屋

の後に「九州など」というような形でお取りまとめいただければ、幸いかと存じます。これは、3政令市からのある意味お願いということでございまして、「九州など」でよろしいのかなと思えますので、是非ご検討の上、御同意賜れば幸いです。私からのご提案は以上でございます。

熊本市長 はい、今、福岡市さんからスタンス案とアピール案についての修文ということで、九州を加えてほしいというご意見であります。かなり、時間も経過して参りましたので、このアピール案・スタンス案についてですね、ご覧いただきまして何か、今のことも含めてご意見あればと思いますが、いかがでございましょうか。

特にこの文案につきましてはご異論はございませんでしょうか。それとも一つ、名古屋の後に「九州など」と。

横浜市長 そういたしましたら、バランスが悪くなりますが、各都市の名前を全部入れたらどうですか。

さいたま市長 北九州さんとかが個名を出していいのか、というのもあるのではないですか。九州3市でまとまっていた方が現時点ではまとまりやすいのではないですかね。

福岡市副市長 ということなので、九州ということで入れていただくのがいいのかなというご提案なんです。

熊本市長 はい、どうぞ。

堺市長 熟度から言いましたらね、早期実現と書いてあるんですね。ここの議論の中でそれだけみんなが成熟した議論をしているかどうかという問題だと思うんですね。

そのあたり、継続的にやる必要がありますので、早期実現と書いてある所を重視するならば、ちょっとやっぱり違和感があることは確かですね。

熊本市長 はい、いかがでございましょうか。他のご意見ありませんでしょうか。

川崎市長 熊本で開催という特別枠を作るかどうか。

福岡市副市長 ぜひ、そのような視点も加えていただければと思ひましてのご提案でございます。

熊本市長 はい、どうぞ会長お願いします。

神戸市長 先ほどですね、実はこれについて、色々な意見の交換をしております。その中でありましたのが、要は今の第30次地方制度調査会に向けて意見を出していくというのが、大きな意味があるのではないかと。そしてさらに今大都市制度の多様なあり方ということが議論になっているので、そういうところで個々の名前を全部並べていくと、また全ての意見を聞いて実際に取りまとめていくとなると、おかしな形になるのではないかと。

元々、これ福岡市の高島市長から意見があったようでして、橋下市長が言われたことについて、19市でそしたら出すかという話を、やっぱり全体で出すべきだと、そうなるとやはりある程度、取りまとめがいるのではないかとということから発したものでありますので、個々に名前を挙げていくと、もうきりがありませんね。ですから、若干その辺は、少し意を酌んで、こういう形の文案にせざるを得なかったのではないかとということ、ちょっと付け加えさせていただきます。

熊本市長 はい、ありがとうございました。確かにあの、この文案につきましては色々と先ほどの役員会等でも議論がずっと続いておりましたし、そのような形でここまで取りまとめいただいているという状況ではございます。

色々のご意見はございましたけれども、はい、どうぞ。

広島市長 「九州など」ということを入れることによってですね、20の政令指定都市の大半がまた抜けるとなると、人様に向かって早期に実現しようという基本的な構想が固まってないということを見せるアピールになりますからね。そうすると効果半減というか意味がなくなるのではないのでしょうかね。ここまで自分たちがまとめたんだから聞いてくれという文面です。出すのなら分かるけれども、それぞれみんなバラバラなこと言ってるけど、各政令都市のこと全部聞いてくれというのだったら、聞く方も聞きはしませんよ。単なる陳情に終わっちゃいますから。これまだ良く固めてですね、まとめた基本部分を連ねた上で、これだけは聞いてくれというものに絞るこむとかやって、タイミング見てですね、やる方がいいんじゃないでしょうか。ここまで修正案をされるのであれば、最初に申しあげた賛成という意見は撤回したいと思います。

熊本市長 はい、という意見でございますけれども、はい、どうぞ。

横浜市長 このことは部会で相当議論を行いまして、それから役員会でも議論を行いました。

この大阪、新潟、名古屋というのは、かなりの初期のころからご提案なされて、それなりに我々も理解をしております。もちろん今のご提案を否定するものではありませんけれども、部長といたしましては、本日のアピールにつきましては、この文案のとおりとさせていただきますと思います。

また、各都市におかれましては、これから議論を深めていただきまして、機会があるごとにそのお話をいただければと思います。私も地方制度調査会でお話させていただきます。

熊本市長 はい。会長やあるいは部会長の方からもご意見としていただきましたのでですね。ということでございますので、文案につきましてはこの通りでというふうなことでまとめたいと思いますけれども、そこ以外で何か皆様方、このアピール案、スタンス案について、はい、どうぞ。

浜松市長 先ほどですね、部会でもちょっとお話しをしたんですけれども、こっから先ね、色々多様な大都市制度創設というのはいいいんですけれども、具体的に全く白紙状態で、勝手に作んなさいよというわけにはいきませんので。

例えば財政調整制度をどうするかとかですね、一定のルール、具体的なルール。政令指定都市市長会として具体的なルールを提案するなりですね。できれば、自治法の改正とかですね、新法とかですね。法律の形にして提案すると、すでに都構想も法案として案が出てるわけですから。次の段階もそこまでやらないと、もうアピールだけでは私はダメだというふうに思いますので。今日のアピールはこれでいいんですけれども、次の段階はもう具体的なルールでありますとか、あるいは、できれば法案の形でですね、提案をしていくというところに踏み込んでいったらどうでしょうかというふうに思います。

熊本市長 はい、ありがとうございました。それでは、時間もですね、冒頭に申し上げた時間にだいぶ近づいてきておまして、スタンス案とアピール案につきましては、原案の通り承認ということで、まとめさせていただいてようございますでしょうか。

一同 異議なし。

熊本市長 はい、ありがとうございます。それでは原案の通りで決定とさせていただきますし、それから、今後の行動につきましては、ただいま、具体的な法案も含めた話でありますとか、あるいは冒頭、松井市長から提案がございました知事や、あるいは市町村とも含めたところですね、情報発信や、あるいは連携のあり方ありますとか、色々な提案もいただいたところがございますので、今後のこのスタンス案、アピール案決定をもとにですね、今後の具体的な行動につきましては、また、会長あるいは部会長等をお願いをし、進めていくということでまとめさせていただきます。はい、どうぞ

浜松市長 先ほどの国会議員との連携のあり方ですけれども、あんな方向性で御同意いただければ、そういう方向でいきたいと思っておりますけれども、よろしいですか。

熊本市長 先ほどの浜松市長からあった国会議員との連携のあり方については、御同意と

いうことでよろこばいますでしょうか。

一同 はい。

熊本市長 はい、じゃあそれにつきましても、皆様方のご同意をいただいたものということで、是非、鈴木市長さんよろしく願います。松井市長どうぞ。

広島市長 他のテーマでもう一点だけ、修文と言うか検証していただきたいのは資料 3 - 5 の部分なのですが、よろしいでしょうか。

熊本市長 進めさせていただきます。続きまして、生活保護制度の見直しについての指定都市市長会要請(案)について、これにつきましてもご意見をいただいて参りたいと思っておりますがいかがでしょうか。3 - 5。はい、願います。

広島市長 私自身ですね、非常に興味があるということで恐縮なのですが、この文面の 4 の主文を気持ちを込めてやっていただけないかなというふうに思っております。具体的な修文後の姿を少し、この分を補足しながら読ませていただきますと、実効性ある就労支援を行うため、ハローワークの職業紹介・訓練等と生活保護制度が一層緊密に連携する必要があると。これまず一つコンセプトで切っていただけないかなと。そして次、また、第 2 のセーフティネットについて、これは「は」は入りませんから。生活保護に優先する制度として機能するよう、給付金額や支援制度の設計を行う必要があると。この二つを内容を整理していただく。

そして後はシステムです。その上で、きめ細かかつ実効性のある就労支援を行うことができる体制を整備することによって、生活保護に至らず自立できるようにすること、と。この第 2 のセーフティネットもですね、就業取得支援といいますか、職業紹介、訓練、給付金等と一体として動くというシステムまでやらないとですね、この案文ですと第 2 セーフティネットはバラバラに動くというふうなものではないかというふうに感じられますのでですね。基礎自治体として一体的にですね、関与できるような方向性を目指すということを書けないだろうかという修文提案でございます。

議論していただければと思います。

熊本市長 はい。ただいま修文の提案がございました。改めて、緊密に連携する必要があると…申し訳ございませんが。

広島市長

また、第 2 のセーフティネットについて設計を行う必要がある。両方とも必要があるにして、その上で、きめ細かかつ実効性ある就労支援を行うことができる体制を整備することによって、生活保

護に至らず自立できるようにすること。ということで、一体的な体制をこう、考えていくということにできないだろうかという提案でございます。

熊本市長 はい、わかりました。今松井市長の方から修文の提案がございましたけれども。

札幌市長 趣旨はその通りでございます、明確になると思いますので、結構だと私は思います。

熊本市長 部会長の方からはそれでよろしいのではないかとありますが、今の松井市長からの提案を含めて、何か皆さまからご意見ございますか。

横浜市長 横浜市では、生活保護受給者に対して、清掃業務の会社の技術員をお呼びして、研修をやっていまして、技術を学んでいただき雇用していただくことが非常に成功しています。

結果としては、生活保護の受給が止まっています。また、生活保護受給者の一日の生活が非常に乱れ、朝も起きれないみたいなことがあれば指導もしていますが、これが非常に順調に進んでいます。具体的にやっていくことが大事ですので、横浜市は単独で実施していますが、ハローワークと併せて、市で実施すべき事項だと思っています。そのため、ハローワークの移管のことを含めて謳っていただきたいですし、お願いしたいと思います。

熊本市長 はい。ハローワークの移管のことも含めてご意見いただいたところでございますが、いかがでしょうか。皆様方から。特に修文案につきましても、そちらの修正ということで部会長も良からうということでございますが、よろございますでしょうか。

一同 はい。

熊本市長 それでは、松井市長の提案のような修正の上で、決定をさせていただきたいというふうに思います。どうもありがとうございました。それではその要請の取り扱いにつきましては部会長市に一任をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いを申し上げます。

それでは続きまして、「災害対応法制における大都市の役割の明確化に関する指定都市市長会意見(案)」について、こちらについてご意見をいただいて参りたいと思いますが、いかがでしょうか。災害救助法における救助の主体に位置付けでありますとか、あるいは二つ目は費用の国庫負担の問題でありますとか、二点、明記をしてありますけども。

横浜市長 これでよろしいんじゃないでしょうか。

熊本市長 よろしゅうございますか。特にご意見ございませんでしょうか。はい、それではないようでありますので、この提案通り決定をさせていただきたいと存じます。このことにつきましては指定都市市長会として、強くメッセージを発信して参りたいと考えております。

最後に、続きまして、経済・雇用部会、その他各部会における報告事項、あるいは特命担当市長の報告事項、ただいま決定していただきましたもの以外、すべてにつきましてですね、何かご意見等があればここで伺って参りたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

名古屋市長 部会でも言いましたし、前から言っていますけど、是非、公職兼職案に賛成していただいて、次には決めると。俺は嫌だよという人は立候補しなくてもいいですから。出ると落ちますから。すると国会議員にも、あなた方も市長になればいいではないかと言えますから、こっちはこっちで競争になりますし。こうやって多様な人間を国会に送って。地方分権の推進には絶対なと思います。これで、次には部会長、川崎、阿部市長さんからもそれでいこうということで決議を目指してやりましょう。

それからもうひとつ、部会でも言いましたけど、川崎市さんが、交付団体になったということで、全政令市が転落とかですね、こういう間違えた表現を直さないといけない。これは三割自治、四割自治でやっているから、もともと多額のお金を上納していますから。やっぱり、そういう面では本当は独立採算制を要求するのは、指定都市市長会はそういう形でやらないといけない。そして担税力の低いところは低いところでも森林があるとか、それはそれでメリハリを付けて応援するというふうに出ていかないと、国民の皆さんは誤解していて、指定都市市長会もみんな赤字だと思っています。

それと借金抱いて悪いですけど、あれは国民の貯蓄ですから。そもそも借金ではないです。借金、借金、赤字団体だといわれることは、政令市に住んでいる市民の皆さんにとって失礼にあたります。必死に稼いでいる訳だから。だからちょっと言い方を、交付税を還付金に変えとか、例えばそういうふうにしなないといけないと思います。

熊本市長 はい、ありがとうございます。それでは、松井市長さん、どうぞ。

広島市長 新潟の市長さんに来ていただいて、この連携の中で、連携を目指す方向ということで 6 ページにあります都市自治体に必要な権限、事務権限の例示がありますけれども、もうひとつですね、大きな項目を立てていただく議論をしながら、まとめていただけないかなというふうに思いました。決して今言われた河村市長さんを全面的に支援するという気持ちがあるわけでもないのですが、実はこういった仕事をする上で、行政に必要な費用をどう徴収するかと、費用の徴収権限と徴収実施体制をどうするかというのがですね、見えないんですね。

ですから国が今必要なお金は、多分、税務署等を使って、あるいは特別会計を使って、お金を吸い上げて自治体に下ろすと。そんな中で先ほど、節税をしたいと言ったって、国の権限があって自分が自由にできないというご意見にもつながると思うんですね。ですから自分の市

町のエリアの税金を取ることについての権限は、自治体に原則あげると、それで自分たちが仕事にして、体制つくって取るということであれば、外からとやかく言われる筋合いはなくなるんじゃないでしょうか。そういうシステム替えということにも少し触れながらやっていけば、言われたように各市町はね、自分達の税金下げて良い町にするというのは、もっともっと競争が起こるんじゃないでしょうかね。国に吸い上げてもらって、いくらもらうかということでやるからですね、税金をまけるという発想がなかなか出ないというふうに思います。そういう意味では、河村市長さんの言い分をいくらかでも反映する為に、この権限部分でですね、行政費用の徴収権限体制等についてどういう方向性が良いかというようなことも少し研究するようなまとめをしていただくと、だいぶ議論が煮詰まってくるんじゃないかというふうに思いました。以上であります。

熊本市長 はい、新潟市長さんどうぞ。

新潟市長 これは連携しやすい方向を、今、具体的に並べていると、今のお話の、やっぱり費用徴収も自らでやるんだと。これは自立の原点だと思えますけれども、これはむしろ指定都市市長会でももう少し前進をして、そして他の市を引っ張っていくというような方が、いきなり費用徴収の体制どうのこうのと言われると、何かそこでしり込みされても困るなというのが、今の直感的な感想なんで、ちょっとこれは勉強させて下さい。

広島市長 他の市長さんが一生懸命減税の話をされますから、そういうこともできる余地のある議論だということを実感していただくためにも、そういうこともあるということをお示しの方が良いかなと。

熊本市長 はい、ありがとうございます。あとはいかがでしょうか。あとはようございますでしょうか。それでは、ご意見等も無いようでありますので、その他の項目につきましてもこれで終わらせていただきます。それでは、最後になりますけども、次回市長会議の開催日程、あるいはその他につきましても、こちらは矢田会長の方からお願いを申し上げます。

神戸市長 はい。それでは、次回の日程でございますけれども、第 33 回になります。この市長会議が 7 月 20 日(金)でございますけれども、東京で開催をし、現在総務大臣との懇談会も合わせて開催できるように調整をしております。詳細については今後ご連絡致しますが、その日程を抑えていただきたいというふうにお願いを申しあげたいと思います。

熊本市長 はい。次回の開催日程につきまして会長の方からご提案がございましたけれども、7 月 20 日ということでございますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。後はその他のその他ということで何かございますでしょうか。

ただ今会長の方から、次回は 7 月 20 日ということでございますけども、その次ですね、次々

回はどうかというようなお話も出ておりますけれども。

神戸市長 これは今までですね、まず政令市になられた都市に、春の段階で開催の御苦労を取っていただいたわけでありますが、だいたい20市になりまして一巡をしたように感じておりますので。改めて、この春ともう一回秋、あるいは夏頃に開催するわけでありますが、その際の春の開催の日程をどのようにするかという点で、できれば早いうちに、今決めておいたらどうかということでございます。

熊本市長 はい。次の次の会についての会長の方からご提案がございましたけれども、いかがでございましょうか。はい、どうぞ。

浜松市長 昨日の夜もそんな話が出まして、毎回東京では無味乾燥としておりますので、やっぱり一回はそれぞれの都市にお邪魔をして、開催したらどうだろうかということで、次はどうしようかと。まあとりあえず会長の所からお願いしようかということで、あとの回しはまた決めていただければいいかと思えますけど。まあ、基本的には年に一回くらいはそれぞれの皆さんの市にお邪魔するというのでいかがかなあというふうに思います。

熊本市長 鈴木市長さんのほうからのご提案については、反対はございませんでしょうか。

神戸市長 今おっしゃられた点で、もし皆さんよろしければ、神戸に是非お越しいただければというふうに思います。

熊本市長 ようございますでしょうか。(拍手)

熊本市長 それではそのように決定をさせていただいて、次回は東京、その次は会長の市の神戸ということでどうぞよろしく申し上げます。そのように決定をさせていただきます。

事務局 事務局でございますけれども、最近、通常でございますと、春または夏といいますが7月頃。あとは秋、秋といいますが冬でしたけですけれども、11月あるいは12月頃ということですので、次々回ということになりますと秋ということになりますので、今言われてます内容は春の開催が各地方にということで理解させていただいてよろしゅうございますでしょうか。

熊本市長 ということでようございますかね。次、春ですね。来年の春ということで、神戸市で開催させていただきたいと思えます。そのように決定させていただきます。

その他ということで何か皆様方からございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

それでは、以上を持ちまして終了とさせていただきます。長時間にわたりまして活発なご議

論いただきまして誠にありがとうございました。また、ちょうど、当初申しあげた時間通りの終了ということで、皆様方のご協力に心から感謝申し上げたいというふうに存じます。この熊本で開催していただきましたこのローカルサミットはここで終了ということでございますが、是非皆様方のまたのご来熊を、是非、お待ち申し上げ、お願い申し上げ、この会を閉じさせていただきたいと思います。

どうもご協力誠にありがとうございました。(拍手)

事務局 それでは以上を持ちまして指定都市市長会議を終了させていただきます。先程、生活保護の要請についての修文につきましては、きちんと先程出た内容で修文をさせていただいて、記者会見に責任を持って臨ませていただくということでご了解をいただきまして、よろしくお願い致します。

この後、会長及び熊本市長によりまして記者会見をこの階の天草 C の会場に移しまして行いますので、よろしくお願い致します。記者の皆様方についても移動をよろしく申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

午後 2 時 56 分閉会